備　考

1～8　（略）

9　「15　備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1)　（略）

(2)　動物の愛護及び管理に関する法律第12条第１項第６号又は第７号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

(3)～(5)　（略）

10・11　（略）

（**様式第４**）

14　添　付　書　類	□登記事項証明書／□申請者が法第12条第１項第１号から第７号までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第７号までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図／□役員の氏名及び住所／□犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） □その他（　　）

備　考

1～9　（略）

10　「16　備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1)　（略）

(2)　動物の愛護及び管理に関する法律第12条第１項第６号又は第７号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

(3)・(4)　（略）

11・12　（略）

（**様式第７**）

7　添　付　書　類	□登記事項証明書／□申請者が法第12条第１項第１号から第７号までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第７号までに該当しないことを示す書類／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図／□その他（　　）

備　考

1～8　（略）

9　「15　備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1)　（略）

(2)　動物の愛護及び管理に関する法律第12条第１項第５号又は第６号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

(3)～(5)　（略）

10・11　（略）

（**様式第４**）

14　添　付　書　類	□登記事項証明書／□申請者が法第12条第１項第１号から第６号までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第６号までに該当しないことを示す書類／□業務の実施の方法／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図／□役員の氏名及び住所／□犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） □その他（　　）

備　考

1～9　（略）

10　「16　備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1)　（略）

(2)　動物の愛護及び管理に関する法律第12条第１項第５号又は第６号に掲げる者に該当し、若しくは該当した者である場合、又は同法に基づき第一種動物取扱業の登録を取り消され、若しくは業務の停止を命じられたことがある場合は、その旨及び処分の日付

(3)・(4)　（略）

11・12　（略）

（**様式第７**）

7　添　付　書　類	□登記事項証明書／□申請者が法第12条第１項第１号から第６号までに該当しないことを示す書類／□動物取扱責任者が法第12条第１項第１号から第６号までに該当しないことを示す書類／□飼養施設の平面図／□飼養施設の付近の見取図／□その他（　　）

附　則

この省令は、令和元年十一月十四日から施行する。